

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【会社名】	大日精化工業株式会社
【英訳名】	DAINICHISEIKA COLOR & CHEMICALS MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 弘二
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役理財部門担当・財務報告に係る内部統制委員会委員長 武市 義彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号
【縦覧に供する場所】	大日精化工業株式会社西日本支社 (大阪市北区大淀中二丁目8番7号) 大日精化工業株式会社中部支社 (名古屋市昭和区花見通二丁目3番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長高橋弘二及び取締役理財部門担当・財務報告に係る内部統制委員会委員長武市義彦は、当社・連結子会社及び持分法適用会社(以下、「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会 平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があり、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成24年3月31日を基準日として、一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定した。当該プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社13社を対象とした。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3を基準にし、質的基準を考慮して重要な事業拠点を選定した。選定した重要な拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産など当該会社の財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを評価の対象とした。

評価の対象とした業務プロセスについては、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施する事により、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成24年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はない。

5【特記事項】

該当事項はない。